

姫路市告示第 408号  
平成23年12月12日

姫路市長 石見利勝

競争入札の参加資格等について（平成8年姫路市告示第5号）の全部を改正する。

#### 競争入札の参加資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、契約の種類に応じ、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

##### （契約の種類）

1 この告示で定める競争入札の参加資格は、次に掲げる契約の種類に係るものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）
- (2) 建設工事に関する設計、測量及び調査業務委託（以下「建設関連コンサルタント」という。）
- (3) 製造の請負及び物品の売買（物品の売扱いで、市長が別に定める場合を除く。）（以下「物品」という。）
- (4) 役務の提供等（以下「役務提供」という。）

##### （競争入札に参加することができない者）

2 政令第167条の4の規定に基づき市長が定めた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）第1項又は第2項に該当すると認められる者（以下「入札参加資格制限者」という。）は、競争入札に参加することができない。

##### （競争入札参加者の資格）

3 競争入札に参加することができる者は、第5項に規定する業者登録名簿への登録（以下「業者登録」という。）を受けている者で、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める要件のすべてに該当するものとする。

##### （1）建設工事

- ア 第8項又は第11項に規定する格付を受けている者
- イ 一般競争入札にあっては当該一般競争入札に係る公告において定める時までに、指名競争入札にあっては当該指名競争入札の入札日の前日（前日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条各号に掲げる市の休日に当たるときは、市の休日の前日とする。）までに、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写しを市長に提出している者

ウ 建設業法第3条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

##### （2）建設関連コンサルタント

- ア 第8項に規定する格付を受けている者
- イ 測量においては測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項、建築コンサルタントにおいては建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項、土木コンサルタントにおいては建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条、地質調査においては地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条、補償コンサルタントにおいては補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定（以下これらを「登録規程等」という。）による国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けている者

(3) 物品及び役務提供

- ア 法令により定められた許可、認可、免許、届出等（以下「許認可等」という。）が必要な場合は、当該許認可等を得ている者

（業者登録名簿への登録申請）

4 競争入札に参加する資格を得ようとする者は、別に定める方法により、別表第1の業者登録申請の申請期間（以下「登録申請期間」という。）内に、姫路市業者登録申請書（以下「登録申請書」という。）に、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の競争入札に参加する資格を得ようとする欧州連合等の供給者（同令第2条第2号に規定する欧州連合等の供給者をいう。）であって、当該競争入札の公告の日において業者登録名簿への登録がないものに係る次項に規定する業者登録名簿への登録申請方法及び登録申請期間は、市長が別に定める。

(1) 建設工事

- ア 建設業許可証明書の写し
- イ 身分証明書（個人事業主の場合に限る。以下同じ。）
- ウ 住民票（個人事業主の場合に限る。以下同じ。）
- エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。以下同じ。）
- オ 市税の納税証明書（姫路市に納税義務のある場合に限る。以下同じ。）
- カ 国税の納税証明書（消費税及び地方消費税並びに法人税又は所得税に限る。以下同じ。）
- キ 所得税の確定申告書の写し（個人事業主の場合に限る。以下同じ。）
- ク 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ケ 経営事項審査の技術職員名簿の写し
- コ 工事経歴書
- サ 特殊工法による工事経歴書（土木工事の詳細業種を登録する場合に限る。）
- シ 関連企業申告書
- ス 暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書
- セ その他市長が必要と認める書類

(2) 建設関連コンサルタント

- ア 登録規程等による登録証の写し
- イ 身分証明書
- ウ 住民票
- エ 登記事項証明書

- オ 市税の納税証明書
- カ 国税の納税証明書
- キ 所得税の確定申告書の写し
- ク 財務諸表の写し
- ケ 経営規模総括表
- コ 業務経歴書
- サ 技術者経歴書
- シ 関連企業申告書
- ス 測量法第55条の8の規定に基づく書類又は建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程若しくは補償コンサルタント登録規程による現況報告書の写し(必要な場合)
- セ 暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書
- ソ その他市長が必要と認める書類

(3) 物品又は役務提供

- ア 主要取扱メーカー申出書(必要な場合)
- イ 許認可等の証明書の写し(必要な場合)
- ウ 身分証明書
- エ 住民票
- オ 登記事項証明書
- カ 市税の納税証明書
- キ 国税の納税証明書
- ク 所得税の確定申告書の写し
- ケ 財務諸表の写し
- コ 業務経歴書(役務の業種を登録する場合に限る。)
- サ 関連企業申告書
- シ 暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書
- ス その他市長が必要と認める書類

(業者登録名簿への登録)

5 市長は、前項の規定による登録申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、競争入札に参加する資格を有していると認めるときは、当該申請者を業者登録名簿に登録するものとする。

(業者登録を申請できる者の要件)

6 業者登録を申請できる者は、市長が特に必要と認める場合を除き、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 独立して営業している者
- (2) 入札参加資格制限者でない者
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しない者

ア 暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員が役員(法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)において、業務を執

行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)として経営に関与している者(実質的に関与している場合を含む。)

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。)として使用し、又は代理人として選任している者

エ 次に掲げる行為をした者を、役員等(法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。)としている者

(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(4) 次のアからウまでに掲げる契約の種類に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当する者

ア 建設工事

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

(イ) 建設工事の種類ごとに、直近の有効な総合評定値通知書に完成工事高のある者

(ウ) 登録申請期間の末日において、有効な総合評定値通知書を提出できる者

(エ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、又はその加入が除外されている者  
(総合評定値通知書のその他の審査項目(社会性等)により確認できるものに限る。)

イ 建設関連コンサルタント

(ア) 登録規程等による登録を受けている者

(イ) 経営規模総括表の直前2年度完成実績高に完成実績額のある者

ウ 物品又は役務提供

(ア) 許認可等が必要な場合については、当該許認可等を得ている者

(イ) 物品又は役務提供の種類ごとに設定する詳細業種に係る事業について、次に掲げる期間のいずれか又はその両方において履行実績を有する者。ただし、市長が別に定める者は、この限りでない。

i 業者登録の申請を行う日までに決算が確定している直近の決算期の末日から起算して過去2年間(個人事業主の場合にあっては所得税の確定申告が完了している直近の2年間)

ii 登録申請期間の末日から起算して過去2年間

(業者登録の有効期間)

7 業者登録を受けた者の当該登録の有効期間は、当該登録のために提出した登録申請書の申請方法及び申請期間に応じた別表第1の業者登録の有効期間の始期から終期までとする。ただし、第4項ただし書に規定する登録申請方法により業者登録を受けた者の当該登録は、当該競争入札に係る手続にのみ有効とする。

(格付の実施)

8 市長は、第5項の規定により登録申請書を提出した者を業者登録名簿へ登録する場合において、当該登録が建設工事又は建設関連コンサルタントに係るものであるときは、別に定める基準に基づき、当該者に対して格付を行うものとする。

(格付の有効期間)

9 前項の規定により格付を受けた者の当該格付の有効期間は、建設工事については、業者登録の有効期間の始期から当該始期の属する年度の末日まで、建設関連コンサルタントについては、業者登録の有効期間と同一の期間とする。

(建設工事の格付申請)

10 建設工事について業者登録を受けている者で、かつ、当該業者登録に係る有効期間が登録時において1年を超えるものが、当該業者登録をした年度の翌年度において格付を受けようとするときは、別に定める方法により、別表第2の格付申請の申請期間内に、第4項第1号オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ及びセに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(建設工事の格付の実施)

11 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、別に定める基準に基づき、当該書類を提出した者に対して格付を行うものとする。

(建設工事の格付の有効期間)

12 前項に規定する格付を受けた者の当該格付の有効期間は、当該格付に係る格付申請（第10項に規定する書類の提出をいう。）の申請方法及び申請期間に応じた別表第2の格付の有効期間の始期から終期までとする。

(建設工事の格付を申請できる者の要件)

13 第10項に規定する格付を申請できる者の要件は、市長が特に必要と認める場合を除き、第6項第3号及び同項第4号ア（ア）から（エ）までの規定を準用する。この場合において、第6項第4号ア（ウ）中「登録申請期間」とあるのは「別表第2の格付申請の申請期間」と読み替えるものとする。

(変更等の届出)

14 業者登録を受けた者は、次の各号に掲げる事項について変更があったとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 許可又は登録に関する事項
- (2) 経営事項審査結果に関する事項
- (3) 営業権の承継に関する事項
- (4) 法人名又は屋号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号
- (7) FAX番号
- (8) メールアドレス
- (9) 代表者又は受任者の氏名
- (10) 資本の額
- (11) 技術者
- (12) 使用印鑑

(13) 登録のある市内営業所に関する事項

(その他)

1 5 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の告示は、平成24年4月1日以降に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

3 第6項第4号ア(イ)ただし書の適用については、平成30年10月31日までの間、解体工事においては、対象事業年度に解体工事に該当する工事経歴がある者を含むものとする。

附 則(平成24年12月10日告示第421号)

1 この告示は、平成25年1月8日から施行する。

2 改正後の告示第10項の規定は、平成25年4月1日以後に実施される競争入札に参加する者に係る格付けについて適用し、同日前に実施される競争入札に参加する者に係る格付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月21日告示第128号)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし第3項第1号エ、同項第2号ウ及び同項第3号イの規定は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成25年12月10日告示第481号)

1 この告示は、平成25年12月10日から施行する。

2 改正後の告示は、平成26年4月1日以降に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月10日告示第505号)

1 この告示は、平成27年12月10日から施行する。

2 改正後の告示は、平成28年4月1日以降に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月12日告示第513号)

1 この告示は、平成28年12月12日から施行する。

2 この告示による改正後の第3項第1号ウ、第6項第4号ア及び第10項の規定は、平成29年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則(平成29年12月11日告示第474号)

1 この告示は、平成29年12月11日から施行する。

2 改正後の告示の規定は、平成30年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の第3項第1号ウ及び第6項第4号アの規定は、平成31年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月10日告示第471号)

1 この告示は、平成30年12月10日から施行する。

- 2 この告示による改正後の告示の規定は、平成31年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月1日告示第37号）

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日告示第340号）

- 1 この告示は、令和元年12月10日から施行する。

- 2 この告示による改正後の告示の規定は、令和2年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月10日告示第574号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年12月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の告示の規定は、令和3年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月8日告示第13号）

この告示は、令和3年1月8日から施行する。

附 則（令和3年12月10日告示第588号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の告示の規定は、令和4年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月9日告示第582号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年12月9日から施行する。

附 則（令和5年12月8日告示第541号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の告示の規定は、令和6年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月10日告示第562号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年12月8日告示第599号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の告示の規定は、令和8年4月1日以後に競争入札に参加する者に係る参加資格等について適用し、同日前に競争入札に参加する者に係る参加資格等については、なお従前の例による。

別表第1（第4項、第7項関係）

受付区分	業者登録申請		業者登録の有効期間	
区分	申請方法	申請期間	始期	終期
基準受付	電子申請（継続） 郵便申請（新規・追加・継続）	令和7年12月12日から令和8年1月16日まで	令和8年4月1日	
追加受付	郵便申請（新規・追加）	令和8年4月1日から同年4月末日まで	令和8年6月1日	令和10年3月31日
		令和8年5月1日から同年6月末日まで	令和8年8月1日	
		令和8年7月1日から同年8月末日まで	令和8年10月1日	
		令和8年9月1日から同年10月末日まで	令和8年12月1日	
		令和8年12月18日から令和9年1月20日まで	令和9年4月1日	
		令和9年4月1日から同年4月末日まで	令和9年6月1日	
		令和9年5月1日から同年6月末日まで	令和9年8月1日	
		令和9年7月1日から同年8月末日まで	令和9年10月1日	
		令和9年9月1日から同年10月末日まで	令和9年12月1日	

## 備考

- 1 郵便申請(別に定める申請場所を宛先とした郵便による申請をいう。以下同じ。)の場合は、申請期間内に郵便が送達されることを要する。
- 2 電子申請(兵庫県電子申請共同運営システム(以下「システム」という。)を利用した申請書の提出及び郵便等による第4項各号に掲げる書類の提出による申請をいう。以下同じ。)の場合は、別に定めるシステムの利用期間内に申請書を提出するとともに、別に定める提出期間内に第4項各号に掲げる書類が提出されることを要する。
- 3 表中「新規」とあるのは、姫路市へ業者登録をしていない者が新たに業者登録を受ける場合に必要な申請に必要な申請をいう。
- 4 表中「追加」とあるのは、既に姫路市へ業者登録をしている者が業種等を追加で登録する場合に必要な申請をいう。
- 5 表中「継続」とあるのは、既に姫路市へ業者登録をしている者が次年度以降も引き続き業者登録を継続する場合に必要な申請をいう。

別表第2（第10項、第12項関係）

格付申請		格付の有効期間	
申請方法	申請期間	始期	終期
電子申請又は郵便申請	令和8年12月18日から令和9年1月20日まで	令和9年4月1日	
郵便申請	令和9年4月1日から同年4月末日まで	令和9年6月1日	令和10年3月31日
	令和9年5月1日から同年6月末日まで	令和9年8月1日	
	令和9年7月1日から同年8月末日まで	令和9年10月1日	
	令和9年9月1日から同年10月末日まで	令和9年12月1日	

## 備考

- 1 郵便申請の場合は、申請期間内に郵便が送達されることを要する。
- 2 電子申請（システムを利用した申請書の提出及び郵便等による第10項に規定する書類の提出による申請をいう。）の場合は、別に定めるシステムの利用期間内に申請書を提出するとともに、別に定める提出期間内に同項10項に規定する書類が提出されることを要する。